

各警察署長 殿

山形県警察本部長

被害少年に対する継続的な支援の実施について（通達）

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第36条第2項及び山形県少年警察活動要綱（平成20年2月本部訓令第6号。以下「訓令」という。）第67条に規定する継続的な支援（以下「継続的支援」という。）については、「被害少年に対する継続的な支援の実施について」（平成22年4月9日付け一般（少）第39号。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、近年、全国的にSNS等の利用に起因する児童の性的被害が顕在化しているほか、痛ましい児童虐待事件、学校におけるいじめに起因する児童生徒の自殺等の憂慮すべき重大な事案が発生している現状にあることから、本県においても、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、個々の被害少年の状況に応じ、効果的な保護対策を一層推進する必要がある。

このような情勢を踏まえ、少年サポートセンターが継続的支援の活動の主軸を担い、対象となる被害少年の実態に即した支援を図ることができるよう、継続的支援の実施要領等を下記のとおり定めたので、積極的かつ効果的な活動を実施されたい。

なお、旧通達は、令和2年6月22日限り、無効とする。

記

1 被害少年の状況に応じた適切な支援の推進

(1) 被害少年に対する初期段階の必要な支援の推進

被害少年に対しては、現場における助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための適切な助言又は指導等の必要な支援（規則第36条第1項及び訓令第66条に規定する支援をいう。）を行う。

(2) 被害少年に対する継続的支援の推進

被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者（加害者が保護者である場合には、当該保護者以外の被害少年を現に監護する者をいう。以下同じ。）の同意を得た上で、少年補導専門官等により、関係機関又は被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭及び学校等と連携した環境調整等の継続的支援を行う。

2 被害少年の報告

(1) 警察署長は、次に掲げるいずれかの事件等に係る被害少年を認知した場合には、生活安全部人身安全少年課長（以下「人少課長」という。）に速やかに報告するものとする。ただし、初期段階の必要な支援を実施している場合（実施する方針で対応している場合を含む。）及び警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「犯罪

被害者支援室」という。)が主体的に支援を行う場合には、報告を要しないものとする。

ア 山形県警察被害者支援活動要綱(平成19年4月27日付け例規(警)第17号。

以下「被害者支援要綱」という。)で指定する対象事件

イ 少年の福祉を害する犯罪

ウ 児童虐待事件(犯罪として立件できないものを含む。)

エ 学校におけるいじめ等(少年の健全な育成を阻害する行為による被害で、犯罪として立件できないものを含む。)

- (2) 被害少年の報告について、前号ア、イ及びエにあつては、少年事案発見報告書(訓令別記様式第1号)により行うものとし、前号ウにあつては、児童虐待事案情報管理システム運用管理要領(平成26年8月25日付け一般(少・情)第63号)の児童虐待事案認知報告書(別記様式第1号)により行うものとする。

3 対象少年の指定等

- (1) 人少課長は、警察署長から報告された被害少年のうち、継続的支援が特に必要と認められる少年を支援対象少年(以下「対象少年」という。)として指定するものとする。

- (2) 人少課長は、前号の指定に当たり、被害少年に係る被害の内容、精神的被害の程度、年齢、生活、家族の状況等のほか、警察の支援を受ける意思及び保護者の同意等の継続的支援の必要性を判断するため、当該被害少年及びその保護者に対し、必要に応じ、少年サポートセンターの職員に面接又は電話による調査を実施させるものとする。

なお、面接による調査を行う場合には、少年サポートセンターの職員のほか、必要に応じ、被害少年の報告を行った警察署の事件担当捜査員、少年相談対応者等を同席させるなど、被害少年の不安を解消させるよう努めるものとする。

- (3) 人少課長は、被害少年の報告を行った警察署長に対し、対象少年としての指定の有無について遅滞なく連絡するものとする。

4 継続的支援体制及び継続的支援実施担当者の選任

- (1) 継続的支援は、少年サポートセンターの職員が人少課長の管理の下に行うものとする。

なお、遠隔地に居住する対象少年については、管轄警察署の少年補導専門官等が少年サポートセンターと連携しながら実施するものとする。

- (2) 人少課長は、継続的支援実施担当者名簿を備え、その中から個々の対象少年ごとに継続的支援実施担当者(以下「実施担当者」という。)として適任者を選任するものとする。

5 継続的支援の実施要領

- (1) 人少課長は、個々の対象少年に係る継続的支援について、対象少年の被害状況等を総合的に勘案するとともに、次に掲げる事項に配意し、その開始及び終了の時期、実施計画、実施担当者その他必要な事項を定めるものとする。この場合において、人少課長は、必要に応じ、山形県警察被害者支援カウンセラー運用要綱(平成13年3月29日付け例規(警)第32号)及び山形県警察被害者カウンセリン

グアドバイザー運用要綱（平成11年4月20日付け例規（警）第20号）に定める被害者支援カウンセラー、被害者カウンセリングアドバイザーその他の部外専門家の意見を聴くものとする。

ア 被害者支援要綱で指定する対象事件に係る対象少年については、被害の形態等によっては、精神的被害の回復・軽減に向けて、中長期的にわたり、対象少年に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要となることを踏まえ、状況に応じ、犯罪被害者支援室と連携した組織的かつ効果的な活動に配慮するとともに、対象少年の意向を把握し、その保護者の同意を得た上で、被害直後の早い段階から関係機関又は（公社）やまがた被害者支援センターへの紹介にも留意すること。

イ 福祉犯被害に係る対象少年に対しては、規則第8条第2項及び訓令第17条に掲げる継続補導対象少年と重複する場合があることにも配慮しつつ、対象少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者及び学校関係者等と協力するなどして、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めること。

ウ 上記ア及びイ以外の犯罪並びに犯罪行為には当たらない児童虐待、学校におけるいじめ等の被害を受けた対象少年については、事案の形態及び対象少年の特性等により支援の在り方が異なることから、個々の事案に応じて児童相談所、学校、市町村等と緊密に連携を図るとともに、必要に応じ、専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体への紹介にも留意すること。

(2) 警察署長は、少年サポートセンターによる継続的支援の実施に当たり、必要に応じ、カウンセリング又は環境調整等の場所の確保、地域のボランティアへの連絡・調整等の対応について配慮するものとする。

(3) 継続的支援は、対象少年及びその保護者から継続的支援同意書（別記様式）により同意を得て行うものとし、実施担当者は、継続的支援を開始する場合には、継続的支援簿（訓令様式第13号）を作成し、継続的支援に係るカウンセリングの事前検討結果等を人少課長に報告するものとする。

(4) 実施担当者は、継続的支援を実施した都度、補導・支援実施簿（訓令様式第4号）を作成し、人少課長に報告するものとする。

(5) 人少課長は、継続的支援を終了するときには、実施担当者に対象少年の精神的被害の回復状況等を確認させるとともに、保護者と終了時期を調整した上で行う。

(6) 人少課長は、対象少年に指定した被害少年に係る継続的支援の状況等について、当該被害少年の報告を行った警察署長と速やかに共有を図るものとする。

6 継続的支援の実施に関する配意事項

(1) 信頼関係の構築

実施担当者は、対象少年及びその保護者のニーズを把握するとともに、対象少年の立場に立って考え、行動し、対象少年等との信頼関係を築くよう努めること。

(2) 面接上の配意

面接に当たっては、少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと等の少年の心理その他の特性を十分認識するとともに、よき理解者として「聴く耳」を提供することを基本とし、まずは、被害少年の話をもそのまま受け止める

よう努めること。

また、継続的支援は、参考人としての事情聴取その他の犯罪捜査等に係る措置とは目的、少年に接する際の留意事項等が異なることに留意すること。

(3) 個別事情への配慮

対象少年に係る犯罪被害等の態様は様々であることを認識した上で、個々の対象少年の被害状況、性格、周囲の環境等を深く洞察し、その個別の事情に応じた継続的支援を実施すること。

(4) 実施担当者への組織的支援

継続的支援は短期的に成果を得ることが困難で、かつ、専門的な知識・技能を必要とする活動であることから、人少課長は実施担当者に相当の精神的な負担があること等に留意し、継続的支援活動を組織として支援すること。

(5) 関係機関・団体との連携

継続的支援に当たっては、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と緊密に連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等との更なるネットワークの構築に努め、専門家の知識・技能を結集した継続的支援を行うことができるよう配慮すること。

また、発達障害の認められる特別な支援が必要な対象少年に対する継続的支援を行う場合には、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害者支援センター等関係機関・団体との有機的連携の下に必要な協力体制の整備を図るとともに、保護者の同意を得た上で、関係機関等への紹介を行うなど、対象少年の状況に応じた適切な支援を行うこと。

(6) 教養等の拡充

人少課長は、継続的支援に関わる少年補導専門官等の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮すること。

(担当) 調査官 (少年補導担当)
課長補佐 (少年企画担当)